

熱海市 糸川遊歩道ライトアップ等整備事業企画・設計業務 仕様書

1. 業務名

熱海市 糸川遊歩道ライトアップ等整備事業企画・設計業務

2. 業務目的

本市では、国内外からの来訪者、中長期滞在者、市域居住者など従来の観光客を含む多様な人の交流により市域の賑わいが創出されることを目指し、平成30年3月に「熱海港湾エリア賑わい創出整備計画（案）」（以下、「整備計画（案）」）を策定しました。

一方、本業務の対象地となる糸川遊歩道については、「観光地エリア景観計画（糸川・初川周辺エリア）」（以下、「景観計画（糸川）」）を令和元年6月に策定し、地域特性と景観づくりを進める方向性について整理したところです。

本業務は、整備計画（案）の具現化へ向けた事業の1つとして、また、景観計画（糸川）を踏まえた上で、糸川遊歩道の通年ライトアップ（*注1）及び遊歩道修景整備について、デザイン計画及び設計を委託するものです。

「夜の賑わいコンテンツの強化」や「ゆっくり散策できる道の整備」を進め、新たな観光スポットとして多くの人から注目され、多様な人の滞在時間の延伸と新たな観光需要の創出を図り、観光消費の拡大を促進することを目的とします。

この要領は、本業務の受託事業者を選定するにあたり、本業務についての企画提案を広く募集し、業務履行に最も適した事業者をプロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものです。

*注1 「ライトアップ」は、提案者のイメージでイルミネーションの設置に変更する箇所があっても構わないものとします。

3. 業務期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

4. 業務期間に関する特記事項

- (1) 令和3年8月中の契約を予定している。
- (2) 施工は別発注となるが、「第1期工事（内容は本業務契約者と協議し決定する。）」を令和3年12月末までに完成させることを直近の目標としている。
- (3) 全体の施工スケジュールは、令和3年10月ごろから令和6年3月までとし、年度ごとの契約を予定している。
- (4) 糸川桜まつり期間（1月初旬から2月中旬）は施工休止を予定している。
- (5) ブーゲンビリアライトアップ期間（6月）は施工休止を予定している。

5. 業務の内容

業務目的の達成に向け、通年に渡るライトアップを実施するためのデザイン計画及び実施設計を行い、併せて効果的な演出とゆっくり散策できる遊歩道とするための修景整

備（改修、支障物の撤去・移動など）についてデザイン計画及び実施設計を行う。

(1) コンセプト・方針

①全体コンセプト

- ① 年間を通した誘客につながる実現性が高い仕掛けづくり
- ② 忘れられない夜景、誰かに見せたい、また来たくなるなど、インスタ映えスポットになるような空間づくり
- ③ 景観計画（糸川）で定めたエリア特性「熱海らしさの原点」、「ゆっくり散策できる道」という2つの側面を意識した景観づくり
- ④ 照明器具・照明柱の設置、その他修景整備について景観的に配慮し、昼夜ともに見て美しい遊歩道整備
- ⑤ 温泉観光地としての情緒あふれる雰囲気表現したデザイン（湯けむりを想像させる演出など）
- ⑥ 花（あたみ桜、ブーゲンビリア）の魅力を活かすデザイン
- ⑦ 周辺の街並みの魅力を活かすデザイン
- ⑧ 統一感あるストーリー性の創出により、歩きたくなる、歩きやすい遊歩道整備
- ⑨ 安全性が確保された整備
- ⑩ 器具の保証や維持管理費用が低廉となるような創意工夫

②ライトアップデザイン方針

- ① 景観計画（糸川）を意識しながらも、新たな観光スポットとして多くの人から注目されることを目的の最重要項目として捉え、これまでの事業者としての枠組みを超えた「新たな組合せ・新たな発想（今回の提案の趣旨に合ったデザイナーを新たに雇用するなど）」から生まれる斬新なデザイン
- ② 存在感が強調されたシンボリックなモニュメントの設置
- ③ トップシーズンは、これまで以上に花が映え際立つものであること
※現在、熱海市観光協会が仮設でライトアップしているイベントは下記のとおり
・糸川桜まつり（1月初旬から2月中旬ごろ）
・ブーゲンビリアライトアップ（6月）
- ④ 花（あたみ桜、ブーゲンビリア）の魅力を活かす、花を生かすことに配慮すること
- ⑤ 景観に配慮し、周辺の街並みとの一体感を意識すること
- ⑥ 器具の設置に対する安全対策を確保し、人にやさしく快適な夜間の照明環境の創出のため、光の質の向上に配慮すること
- ⑦ 適正なエネルギー使用を心掛け、器具の保証や維持管理費用について低廉となるよう配慮すること
- ⑧ 防水性に考慮し、複数年の使用ができること
- ⑨ 不具合発生時に対して、対応策を考えること

③河川・道路空間のデザイン方針

■全体方針

- ① 不要な施設を撤去し、歩きやすい歩行者空間を確保すること
ただし、熱海市、東京電力、ケーブルテレビの地上機器は、カラーリングなど、本市において方針を検討中であるため、本業務には含める必要はないこと。

■転落防止柵（石造）下の既存花壇デザイン方針

- ① ブーゲンビリア以外の花壇を撤去し歩行者空間として整備すること
- ② 歩きながら河川を眺めることができるよう整備すること

■既存付属施設デザイン方針

- ① 照明ポールは、車両が接触しても破損しにくいものを新設することとし、設置間隔を検討すること
- ② 歩道内の旧車両待避所は歩道として整備すること

■ドラゴン橋デザイン方針

- ① 糸川遊歩道において、唯一車両が通らない広々とした空間であり、イベントなど多種多様な用途、使い方が出来る空間として再整備すること

④個別施設についての配慮事項

■フラワーポット（石造）配慮事項

- ① 新たな空間としての再整備または撤去を検討することを可能とする。
（例：QRコード、スタンプラリー、ベンチとしての整備）

■水槽、水飲み（石造）配慮事項

- ① 新たな空間としての再整備または撤去を検討することを可能とする。
（例：水道水を用いた施設、足湯など温泉を利用した施設の整備）

■記念碑配慮事項

- ① 移設や集中設置を含めた歩きやすい歩行者空間の確保を検討すること

■既存付属施設配慮事項

- ① 既存ベンチの撤去や新設場所の検討を可能とする。

■転落防止柵（石造）配慮事項

- ① 破損・爆裂部の修繕、塗装等を検討すること
- ② 照明器具、手すりなどの設置を検討すること
- ③ その他、河川を眺めやすい構造に変更するか検討すること

■高欄（新柳橋・桜橋）配慮事項

- ① 修景メインでの改修を検討すること
- ② 河川を眺める構造に変更するか検討すること

■ドラゴン橋配慮事項

- ① シンボルのモニュメントの設置を検討すること
- ② ベンチなど休憩スペースとして活用するか検討すること
- ③ 6月下旬から7月中旬にかけ、祭りの山車小屋（資材置場）が設置される時期があるため配慮すること

※令和元年度は6月20日から7月20日までを占用

※舞台と花壇を避ける形で下流側に21㎡（7m×3m）を設置

■植栽管理配慮事項

- ① 整備終了後における通常の植栽管理について配慮すること。

(2) 業務計画・実施設計

業務実施にあたっては、熱海市や電力会社等との調整を実施するものとし、必要となる協議資料や申請資料等の作成も行うこと。

■業務計画書の作成

- ① 熱海市が示す業務目的・方針に基づき、熱海市に提示する業務計画を作成するものとする。業務計画作成にあたっては、業務工程、使用灯具などを明確に示すものとする。
- ② 熱海市等の意見を踏まえ、修正意見等が出された場合は、それに基づき、再度計画書を作成するものとする。

■デザイン計画及び実施設計図書の作成

- ① 熱海市等の意見を踏まえ、最終的なライトアップ及び修景整備の計画を策定し、実施設計図書を作成すること。実施設計図書は以下に示すものを作成すること。
 - ・デザインコンセプト
 - ・設計報告書
（概算工事費設計書・図面・数量計算書等）
 - ・機器等仕様書
 - ・機器等配置計画
 - ・維持管理計画
 - ・その他必要なもの

(3) 実施設計条件

実施設計にあたっては、照明器具の保守性、安全性、将来性、環境へ配慮した適切なエネルギー使用、及び昼間景観へ配慮したものとするよう考慮すること。

■照明器具の設置位置等

- ① 照明器具は、歩行者、通行車両などに支障のない位置とすること。また、容易に手に触れることがなく、安全性を考慮した位置とすること。
- ② 樹木に設置する照明器具は、樹木の成長に合わせ、移動が出来るよう考慮すること。
- ③ 電源関連施設、照明器具の設置及び復旧については、法令等を遵守するものとする。設置にあたっては、特に昼間の景観に配慮するよう努めること。
- ④ 設置する照明は、屋外での恒久的な使用に耐えるものとする。

(4) 打合せ協議

本業務の遂行に必要な打合せ及び協議については、最低でも3回（着手時、中間時、納品時）は実施することとし、打合せ及び協議後は速やかに打合せ記録を作成し、提出すること。打合せ及び協議は、原則熱海市庁舎内で実施することとする。

6. 配置技術者

受託者は、業務の実施にあたり以下の技術者を配置しなければならない。

- (1) 「ライトアップ」及び「修景整備」それぞれに業務の管理及び統括を行う「業務責任者」を配置すること。ただし、「ライトアップ」及び「修景整備」の「業務責任者」は1人が両業務を兼務しても構わないものとする。
- (2) 「ライトアップ」及び「修景整備」それぞれに「業務担当者」を配置すること。
- (3) 「デザイン及び実施設計図書の作成」に示す業務を遂行できる設計担当の技術者を配置すること。

7. 成果品の提出

- | | |
|-------------------|----|
| (1) 業務計画書 | 2部 |
| (2) デザイン及び実施設計成果品 | 2部 |
| (3) 打合せ協議簿 | 2部 |
| (4) 官公庁提出書類 | 2部 |
| (5) 提出等に関する電子データ | CD |
| (6) その他関連資料 | 一式 |

※電子データについては、直接印刷可能な解像度のPDFデータ（検索可能なテキスト入り）及び編集可能な原稿データ（WORD、EXCEL、CAD等）の両方を提出すること。

8. 留意事項

- (1) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (2) 受託者は業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要、本業務における執行体制の位置づけ及び責任者を明記の上、事前に書面で本市の承諾を得なければならない。
- (3) 受託者は、本業務の実施により得られた個人または企業情報を、本業務履行期間及

び履行後において他に漏らしてはならない。

- (4) 本業務による成果品及び派生する権利等の副産物は、全て市に帰属するものとする。
なお、市の承諾を受けずに他に公表し、譲渡、貸与又は使用してはならない。
- (5) その他、定めのない事項及び業務内容については、その都度、熱海市と協議して定めるものとする。

9. 問い合わせ先

〒413-8550

静岡県熱海市中央町1番1号

熱海市観光建設部都市整備課 総務用地室

電話 0557-86-6410 (直通)

FAX 0557-86-6429

メールアドレス somuyochi@city.atami.shizuoka.jp